

社会保険相談のお申し込みから相談までの流れについて

社会保険相談のお申し込みから相談までは下記のような流れとなります。

個別年金相談の場合

1. 社会保険相談申込書に必要事項をご記入ください。
相談希望日時については、
 - ・ お申し込みから相談日まで**1ヶ月程の期間**が必要です。
 - ・ 相談希望日時は、**第3候補**までご記入ください。



2. 当協会へ FAX にてお申し込みください。
(FAX No. 043-233-3973)



3. 当協会にお申し込み受付後、**委任状**を送付いたします。
※委任状については、当協会から日本年金機構へ相談者様の年金記録等の照会をするために、ご提出いただくものです。



4. 委任状が届きましたら、必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。



5. 相談日時が決定次第、ご連絡いたします。



6. 相談者様の年金記録等が整いましたら、当協会から送付いたします。



7. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。

その他の相談の場合

個別年金相談の流れの順番 3、4、6 を除いたものとなります。